

## 第 11 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年11月21日(水) 午前10時00分

場 所 津市河芸庁舎 3階防災本部室

出席部会委員 3 太田 義政・4 眞弓 純一・5 赤塚 薫・6 青木 正司  
7 伊藤 征一・9 奥山 正夫・11 後藤 勝・13 阪 芳一  
17 牧野 礼吉・18 増地 和久・19 村治 隆史・23 清水 清  
24 中林 長一・47 田中 千福

以上14名

欠席委員 2 野田 久忠・14 清水文兵衛・41 西口 正國

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 3 太田 義政・23 清水 清

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理の取消について  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)  
報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第11回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は、3名で、出席委員は14名です。 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 3番太田委員・23番清水委員よろしく申し上げます。 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから3ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から16まで、件数は16件、合計面積61,339㎡で、その内訳は、田が59,501㎡、畑が1,838㎡でございます。これらにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしましたものであります。 4ページから7ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これらにつきましては、相続の届け出によるものでございまして、以上件数は7件、合計面積は44,737.39㎡でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません。 8ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、これにつきましては、一般個人住宅の一部が届出地にかかっていたものです。件数は1件、面積は57㎡でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理の取消についてでございます。 番号1、これにつきましては、貸駐車場の計画がなくなったため、平成17年2月8日の届け出を取り消すものでございます。以上、件数は1件、面積は431㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1と4は建売分譲住宅の建築、番号2は学習塾の建築、番号3は一般個人住宅の建築でございます。 以上、件数は4件、合計面積は3,647.58㎡でございます。 11ページをお願いいたします。 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号1は、長屋住宅の建築でございます。以上、件数は1件、合計面積は</p>

468㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1は長屋住宅の建築、番号2は一般個人住宅の建築でございます。

以上、件数は2件、合計面積は1,159㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13ページから14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人\_\_\_\_\_、面積4,033㎡、渡人\_\_\_\_\_、面積6,944㎡、申請地 栗真小川町西浦\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積505㎡外6筆で合計2,060㎡。これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 安東、受人\_\_\_\_\_、面積7,872㎡、渡人\_\_\_\_\_、面積3,003㎡、申請地 観音寺町中戸井\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積2,545㎡外1筆で合計3,003㎡。これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 高茶屋、受人\_\_\_\_\_、面積12,230.21㎡、渡人\_\_\_\_\_、面積12,230.21㎡、申請地 高茶屋小森町竹縄\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積895㎡。これにつきましては、受人は同一世帯の渡人より申請地の生前部分贈与を受け、営農を引継ごうとするものです。

番号4、地区 椋本、受人\_\_\_\_\_、面積146,539㎡、渡人\_\_\_\_\_、面積3,535㎡、申請地 芸濃町椋本堂ノ前\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積3,072㎡。これにつきましては、受人は後継者がいない渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 草生、受人\_\_\_\_\_、面積699,158.83㎡、渡人\_\_\_\_\_、面積10,845㎡、申請地 安濃町草生岡谷\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積506㎡外5筆で合計9,159㎡。これにつきましては、受人は労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 村主、受人\_\_\_\_\_、面積11,709㎡、渡人\_\_\_\_\_、面積923㎡、申請地 安濃町神田東裏\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積547㎡。これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より所有農地と地続きである申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 明合、受人\_\_\_\_\_、面積10,048㎡、渡人\_\_\_\_\_、面積 11,565㎡、申請地 安濃町栗加上\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積3,023㎡。これにつきましては、受人は労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上、件数は7件、合計面積は21,759㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
それでは、1番から7番。1番、栗真。

青木委員 6番 青木です。先日18日に、地元委員の林委員と現地確認しました。何も問題ありません。よろしくお願いいたします。

議長 次、2番、安東。

太田委員 3番 太田です。事務局の説明のとおり、離農による譲り受けですので、何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。

議長 3番、高茶屋。

奥山委員 9番 奥山です。先ほどの事務局の説明どおりで、何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 4番、椋本。

牧野委員 17番 牧野です。\_\_\_\_\_さんは担い手農家で大規模に農業をやっておられる方でございますので、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 5番、草生。

清水委員 23番 清水です。\_\_\_\_\_さんは、私たちの土地でたくさん担い手でやってもらっていますので、何も問題はございませんのでよろしく申し上げます。

議長 6番、村主。

清水委員 23番 清水です。\_\_\_\_\_さんも担い手で、\_\_\_\_\_で頑張ってもらっておりますので、問題ございません。

議長 7番、明合。

中林委員 24番 中林。この\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_の件ですが、これも事務局の説明を

受けたとおりでございます、問題はございませんので、ご承認をお願いしたいと思えます。

議長 ありがとうございます。  
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。  
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。  
番号1、地区 安東、申請者\_\_\_\_\_、申請地 一色町寺門\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積491㎡。これにつきましては、\_\_\_\_\_の店舗への貸し駐車場として利用しようとするものでございます。以上、件数は1件、面積は491㎡でございます。  
農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします

議長 ありがとうございます。  
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。  
1番、安東。

太田委員 3番 太田です。これは14日に皆さんに立ち会っていただきまして、現場確認をさせていただきました。ご承認をいただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたしました。  
次に、議案第3号 農地法第5条1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、申請地 白塚町南永定\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 99㎡外2筆で合計227㎡。これにつきましては、受人が経営する\_\_\_\_会社の車両置き場が狭いため申請地を譲り受け車両置き場としようとするものです。

申請地は、平成19年ごろから車両置き場として利用しており、始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

番号2、地区 大里、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、申請地 大里睦合町東豊久野\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積140㎡。これにつきましては、平成18年5月に受人の\_\_\_\_の庭の一部となってしまうもので、このたび所有権を移転しようとするものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものです。

いずれの案件も、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
地元委員さんの意見を伺います。  
1番、白塚。

青木委員 6番 青木です。14日に各地区の委員さんに現地確認していただきました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
2番 私でございます。先日、会長並びに事務局と各地区の委員さん達で見えていただきましたとおりで、何ら問題なからうということでございます。よろしくお願いいたします。  
それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 安東、借り人\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_、申請地 一色町寺門\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積492㎡。これにつきましては、受人は渡人より申請地を賃借し、木造平屋建て建築面積143.66㎡の

菓子製造及び販売施設を建築しようとするものです。以上、件数は1件、面積は492㎡でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
地元委員さんの意見を伺います。  
それでは、1番、安東。

太田委員 3番 太田です。これも14日に各地区の皆さんに立ち会いいただきまして、借り人と貸し人は親子関係でありまして、先ほどの貸し駐車場とともに隣接するものでありまして、排水及び近隣関係等も何ら問題ございませんので、ご承認よろしくお願いいたします。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
地元委員さんからは異議の旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定をいたします。  
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 椋本、借り人\_\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本東豊久野\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡。これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を使用貸借し、木造2階建建築面積79.5㎡の一般個人住宅を建築しようとするものです。以上、件数は1件、面積は499㎡でございます。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。  
地元委員さんのご意見を伺います。  
椋本。

牧野委員	17番 牧野です。先日15日に、地元の委員で現地確認をいたしましたけれども、現在、宅地になっておるところの隣接したところへ家を建てるということでございますので、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	19ページをお願いいたします。 議案第6号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 安西、願出者_____、申請地 芸濃町北神山三街_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積495㎡。これにつきましては、昭和元年に願出者の祖父が居宅及び農業用物置を建築し現在に至っているもので、昭和26年1月20日に願出者の父が祖父より贈与を受けたことを示す不動産登記の全部事項証明書が添付されており、当該物件が願出者に課税されている旨を示す課税証明も添付されております。 津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上、件数は1件、合計面積は495㎡でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 それでは、1番、安西。
牧野委員	17番 牧野です。これも15日に立ち会いをしてまいりました。事務局の説明どおりでございますので、ひとつよろしく願いをいたします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第6号については証明することに決定をいたします。 次に、別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙を1枚めくっていただきたいと思います。

まず、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ165,872㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせ2,185㎡で、件数は72件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ9,548㎡で、件数は5件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ237,001㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせ2,770㎡で、件数は56件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ58,029㎡で、畑の使用貸借が2,159㎡で、件数は18件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ9,838㎡で、件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて48,028㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて7,114㎡で、総合計は155件、487,402㎡となっております。

なお、認定農業者への集積状況は、68件で262,729㎡となっております。

なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。

異議なしという返事が返ってきましたので、それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これで第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時35分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年11月21日

議 長

出席委員

出席委員